

目 次

特定施設に関する届出について

1	特定施設設置届出及び特定施設構造等変更届出	1
2	特定施設使用届出	2
3	氏名変更等届出	2
4	特定施設使用廃止届出	2
5	承継届出	2

届出書の記入要領及び記入例

——特定施設（設置・使用・構造等変更）届出書——	3
--------------------------	---

届出書の様式	——氏名変更等届出書——	12
	——特定施設使用廃止届出書——	13
	——承継届出書——	14
	——実施制限期間短縮申請書——	15

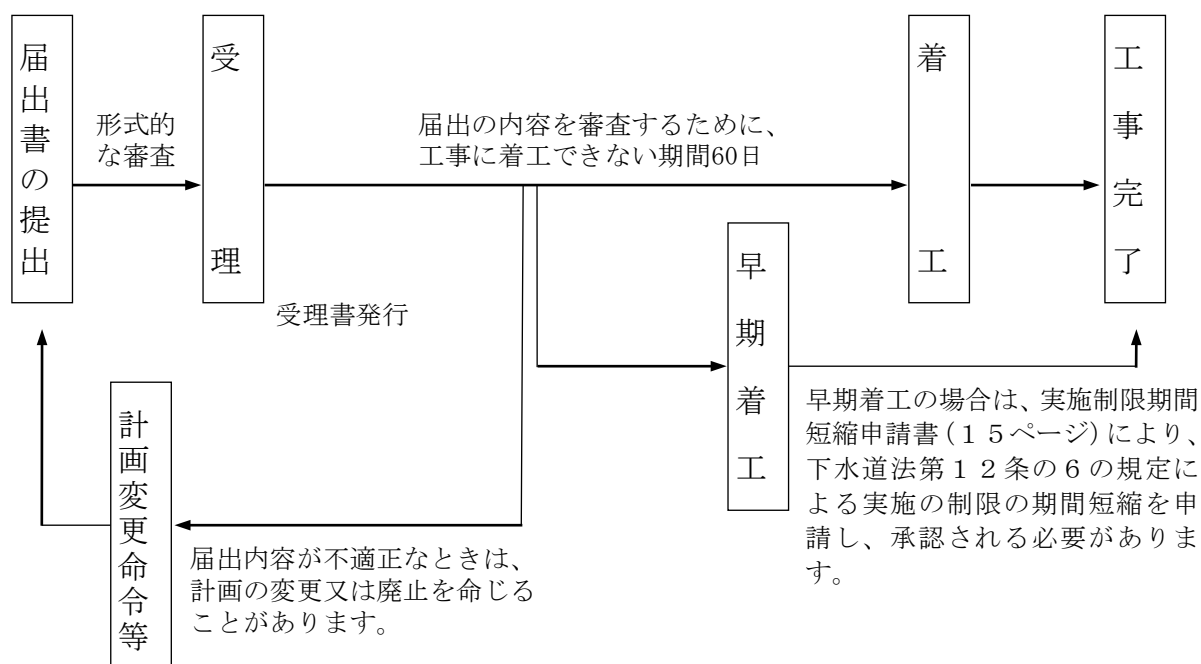
特定施設に関する届出について

1 特定施設設置届出及び特定施設構造等変更届出

公共下水道の利用者が特定施設を設置し、又は変更しようとする場合、設置又は変更の60日前までに届出が必要です。

(様式及び記入要領等は3～11ページ参照)

届出の手順



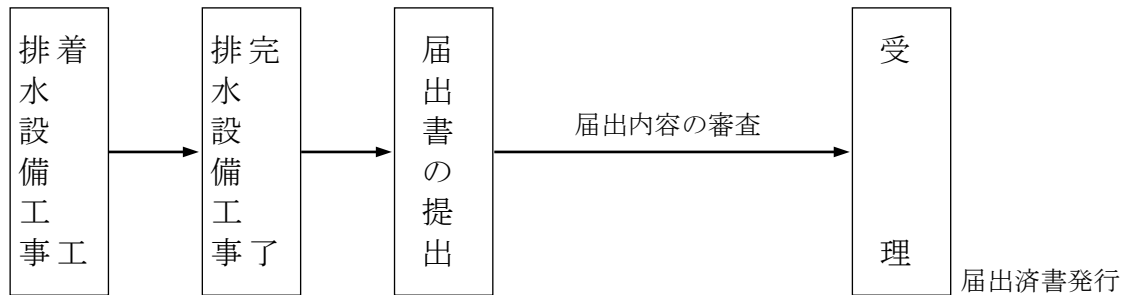
※ なお、上記の工事に際して、排水設備の新設や変更等がある場合には、福岡市の指定排水設備工事店を通じて、排水設備新設等計画確認申請を行なわなければなりません。

2 特定施設使用届出

公共下水道を使用する者で、既設の施設が新たに特定施設に指定された場合、又は、すでに特定施設を設置している者が、新たに公共下水道を使用する場合、特定施設になった日、又は公共下水道を使用することになった日から30日以内に届出が必要です。

(様式及び記入要領は3～11ページ参照)

届出の手順



※ 排水設備工事を行なうためには、あらかじめ福岡市の指定排水設備工事店を通じて、排水設備新設等計画確認申請を行わなければなりません。

3 氏名変更等届出

届出者の住所又は氏名、及び工場若しくは事業場の名称又は所在地に変更があった場合、変更の日から30日以内に届出が必要です。(様式は12ページ参照)

4 特定施設使用廃止届出

特定施設の使用を廃止した場合、廃止した日から30日以内に届出が必要です。(様式は13ページ参照)

5 承継届出

届出者の地位を承継した場合、承継した日から30日以内に届出が必要です。(様式は14ページ参照)

*各届出の様式は「福岡市の道路・河川・下水道」のホームページよりダウンロードできます。
(<http://www.city.fukuoka.lg.jp/doro-gesuido/suishitsu/hp/specific.html>)

様式第6 記 入 例
様式第7
様式第8

特定施設（設置・使用・構造等変更）届出書

○年○月○日

福岡市長 殿

〒○○○-○○○
申請者 住 所 ○○市○○町○丁目○番○号
電話番号 △△△-△△△△

氏名又は名称及び法人に 株式会社 ○○○○
あつてはその代表者の氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○

(担当者 ○○課○○係 電話番号 △△△-△△△△)
○○○○

下水道法 { 第12条の3 (第1項・第2項・第3項)
第12条の4 } の規定により、特定施設の
(設置・使用・構造等の変更) について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	○○○○株式会社 △△給油所	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	福岡市○○区○○町○丁目 ○○番○○号	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類	71 自動式車両洗淨施設	※施設番号	
△特定施設の構造	別紙のとおり。	※審査結果	
△特定施設の使用の方法	別紙のとおり。	※備 考	
△汚水の処理の方法	別紙のとおり。		
△下水の量及び水質	別紙のとおり。		
△用水及び排水の系統	別紙のとおり。		

備考 1. △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
2. ※印の欄には、記載しないこと。
3. 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。